

地震防災対策 1

地震防災対策の取り組み

発表者用原稿

地震防災対策1「地震防災対策の取り組み」

1. 地震防災対策の必要性について

① 災害対策本部の設置基準

緊急医療活動を円滑に進める為に最も大切なこと

指揮命令系統を一本化

災害対策本部の設置

- ・災害対策本部の設置を決定する担当者を決めておきましょう。
- ・設置決定の担当としては、本部長となる病院長などが適任です。不在の場合の代行者も決めておきましょう。

1. 地震防災対策の必要性について

① 災害対策本部の設置基準

緊急医療活動を円滑に進める為に最も大切なことは、指揮命令系統を一本化することです。その為には、災害対策本部の設置が必要です。

病院長を災害対策委員長とする災害対策委員会を設置し、病院内の全職種、全部門のスタッフが参加することが必要です。全員が考えることが、迅速な対応につながります。

- ・災害対策本部の設置を決定する担当者を決めておきましょう。
- ・設置決定の担当としては、本部長となる病院長などが適任です。不在の場合の代行者も決めておきましょう。



◆ 災害対策本部の構成

- ・構成は、病院長、副院長、事務長、外科・内科など各科の部長、看護部長、薬剤部長、各セクションの防災責任者、庶務担当の課長、庶務担当者などで構成しましょう。
- ・夜間・休日の場合は、上記構成の職員が参集するまで、当直責任者が本部長を代行するよう定めておきましょう。

◆ 災害対策本部の機能

◆ 災害対策本部の機能

- ・医療機関全体としての意思決定機関（診療又は避難）
- ・被害状況の収集と伝達（病院内、地域、被災地全体）
- ・市町村災害対策（医療救護本部）、警察、消防等関係機関との連絡調整
- ・医療救護班の受入、派遣の決定
- ・施設の復旧と緊急資材の調達
- ・保安体制の確立
- ・院内各部門の連絡調整
- ・平常時は災害対策委員会として機能

◆ 災害対策本部の機能

- ・医療機関全体としての意思決定機関（診療又は避難）
- ・被害状況の収集と伝達（病院内、地域、被災地全体）
- ・市町村災害対策（医療救護本部）、警察、消防等関係機関との連絡調整
- ・医療救護班の受入、派遣の決定
- ・施設の復旧と緊急資材の調達
- ・保安体制の確立
- ・院内各部門の連絡調整
- ・平常時は災害対策委員会として機能

●日ごろから、病院内の対策に対して検討。

●マニュアルの作成、改訂。

●防災訓練の実施。
・準備体制で収集した情報に基づき、災害対策本部の設置を決定

●日ごろから、病院内の対策に対して検討。

●マニュアルの作成、改訂。

●防災訓練の実施。

・準備体制で収集した情報に基づき、災害対策本部の設置を決定

◆ 災害対策本部の設置箇所

◆ 災害対策本部の設置箇所

- ・本部が設置される場所は、予め全員に周知しておきましょう。
- ・本部室は、本部要員が全員集まることが可能な広さで、情報の受信
- ・発信手段があり、患者の受付
- ・トリアージ実施場所からあまり遠くない場所に設置しましょう。

◆ 災害対策本部の設置箇所

- ・本部が設置される場所は、予め全員に周知しておきましょう。
- ・本部室は、本部要員が全員集まることが可能な広さで、情報の受信・発信手段があり、患者の受付・トリアージ実施場所からあまり遠くない場所に設置しましょう。